

区分所有法 管理者の選任解任 管業 H29-37-1 <<#819>>

【問】 正誤をつけよ。

管理者を解任するには、集会において区分所有者及び議決権の各4分の3以上の多数による決議が必要である。

【答え】 誤り

<<ポイント>> 選任及び解任 管業【★入門】 宅建【★入門】

- 1 区分所有者は、規約に別段の定めがない限り**集会の決議**によつて、**管理者を選任**し、又は**解任**することができる。
- 2 管理者に不正な行為その他その職務を行うに適しない事情があるときは、**各区分所有者**は、その**解任を裁判所に請求**することができる。（区分法 25 条）

《集会の特別決議》

定数	決議事項	規約で定数変更の可否
5分の4以上	建替え決議	規約で変更はできない
4分の3以上	規約の設定、変更・廃止	規約で変更はできない
	管理組合の法人化・法人の解散	
	大規模滅失の復旧	
	区分所有者に対する使用禁止請求・競売請求	
	共用部分の重大変更	規約で区分所有者数のみ過半数まで減ることができる